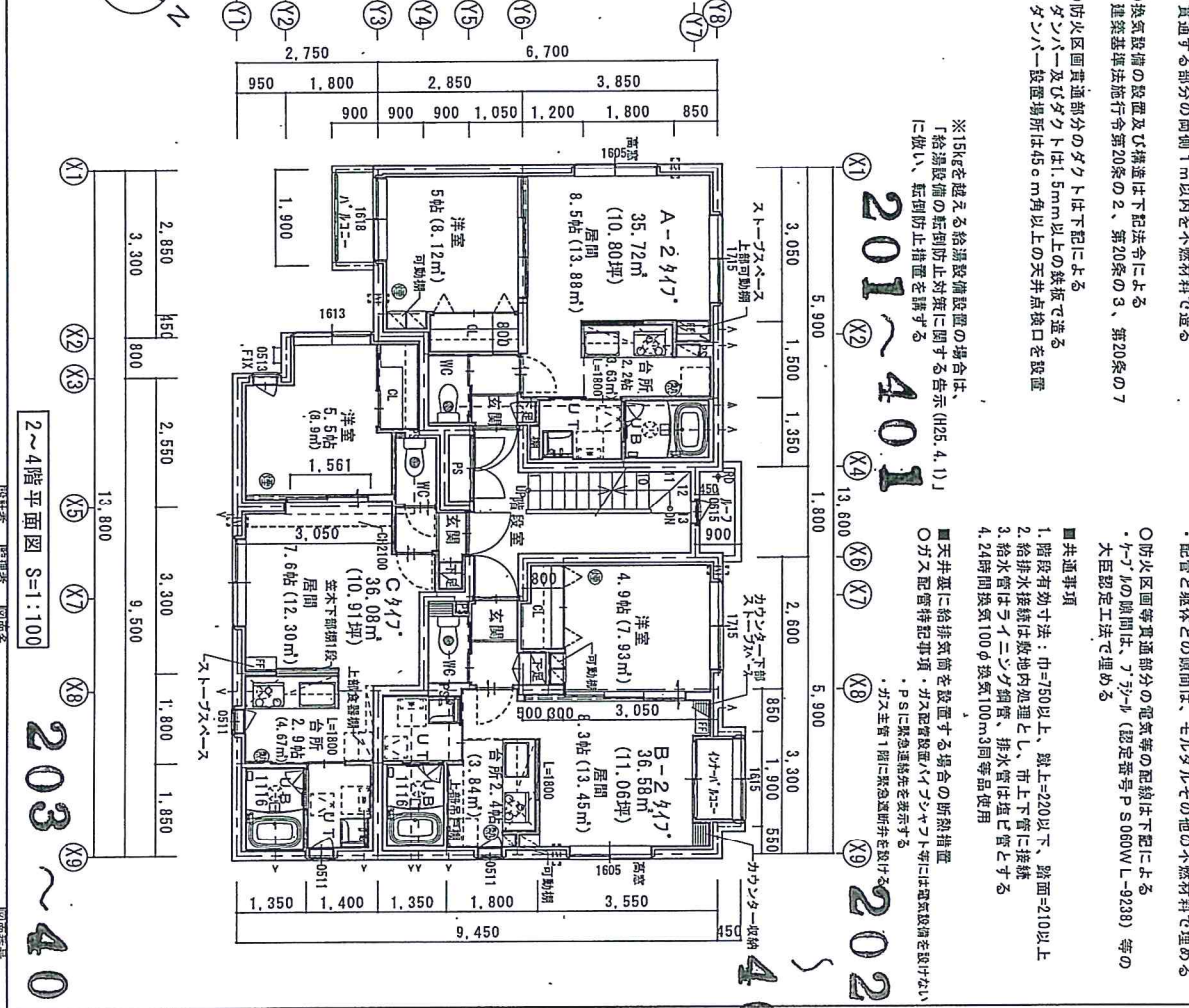
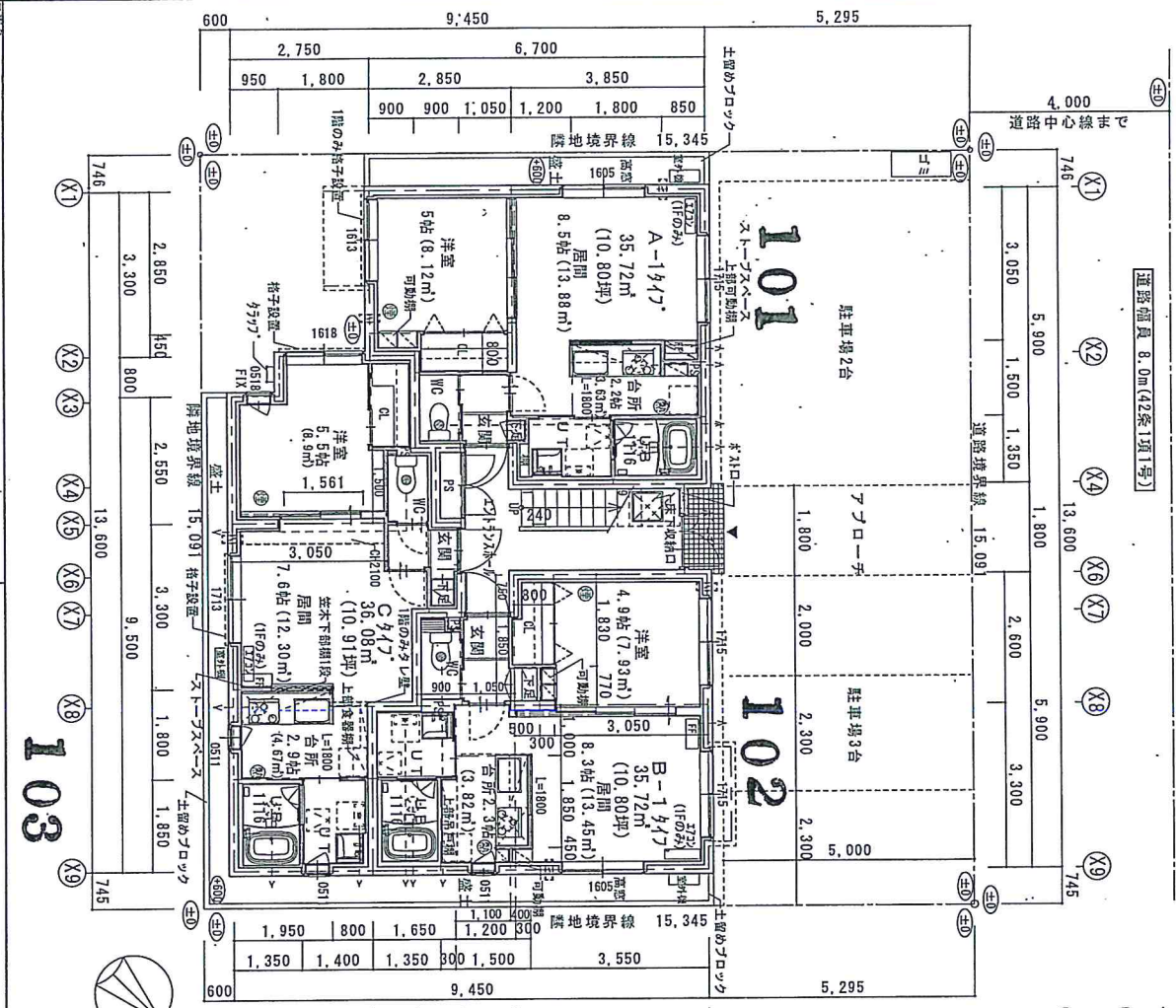


6666 エイライン栄通



- 設備に関する仕様等
- 給排水の配管設備の設置及び構造は下記法令による
 - ・建築基準法施行令第129条の2の5
 - ・水道法施行令第5条及び、札幌市の給水条例、同施行規則等
 - ・下水道法、同施行令第8条及び、札幌市の下水道条例、同施行規則等
 - 防火区画等貫通部分の給排水管は下記による
 - ・配管と躯体との隙間は、モルタルその他の不燃材料で埋める
 - ・貫通する部分の両側 1m 以内を不燃材料で遮る
 - 換気設備の設置及び構造は下記法令による
 - ・建築基準法施行令第20条の2、第20条の3、第20条の7
 - 防火区画貫通部分のダクトは下記による
 - ・ダクトパー及びダクトは1.5mm以上の鉄板で遮る
 - ・ダクトパー設置場所は45°角以上の天井吊り天井を設ける
- ※15kgを超える給湯設備設置の場合は、「給湯設備の取付け位置に関する告示(昭25.4.1)」に依り、転倒防止措置を講ずる
- 共通事項
- 防火区画等貫通部分の電気等の配線は下記による
 - ・「F」の隙間は、7ヶ所(認定番号P S 060W L-9289)等の大目認定工法で埋める
 - 階段有効寸法:巾=750以上、蹴上=220以下、踏面=210以上
 - 1.給排水接続は敷地内処理とし、市上下管に接続
 - 2.給水管はライニング鋼管、排水管は塩ビ管とする
 - 4.2時間換気100分換気100m³同等品使用
 - 天井裏に給排水管を設置する場合は断熱措置
 - ガス配管特記事項
 - ・ガス配管は燃焼器具の取付け位置に準じて配管する
 - ・ガス主管1階に緊急遮断弁を設ける

工号名 (仮称)栄通15丁目MS 新築工事

日本地建 株式会社

森田アーキテクト

森田のうち 一般建築士登録: 315534号
一般建築士事務所登録: 北海道(特)第5718号

図面番号 A-3

2~4階平面図 S=1:100

平面図1

縮尺 1:100 2013.09.05